

令和3年度地方独立行政法人静岡県立病院機構集配金警送業務(令和3～7年度) 共通仕様書

1 目的

甲における、集配金警送業務を委託するために必要な総合病院、こころの医療センター及びこども病院の共通仕様を定める。なお、各病院における特記事項は個別仕様書に定める。

2 業務内容

- (1) 甲の売上金等の集金・警送業務
- (2) 甲の売上金等の精算・整理業務
- (3) 甲の売上金等の振込先金融機関への入金業務
- (4) 甲の釣り銭の資金手配業務
- (5) 甲の釣り銭の配金準備業務
- (6) 甲の釣り銭の配金業務
- (7) その他上記各号に付随する業務

3 実施日・時間

業務実施日は平日（土曜日、日曜日、国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び12月29日から1月3日までを除いた日）とし、実施時間は下表のとおりとする。下表以外の臨時の業務への対応は、各病院5年間で5回を上限とする。

ただし、乙は、下表の業務実施日が年末年始及び連休を挟む場合には、予め甲と相談調整の上、業務日時を決定すること。

	総合病院	こころの医療センター	こども病院
集金業務	平日 18時	週1日（金曜日） 9時～17時00分	週1日（金曜日） 9時～17時00分
配金業務	平日 8時～8時30分	/	/

4 業務実施方法

(1) 業務実施方式と各病院1日あたりの入金見込額

	総合病院	こころの医療センター	こども病院
業務実施方式	現金バッグ	入金機	入金機
入金見込額	1,100万円 紙幣2,900枚 硬貨5,000枚	52万円 紙幣50枚 硬貨100枚	80万円 紙幣100枚 硬貨300枚

(2) 1日あたりの釣り銭額（総合病院の支払機及び窓口）

金種については総合病院個別仕様書参照のこと。

	総合病院	こころの医療センター	こども病院
釣り銭	2,355,900円		

5 振込先金融機関

乙は、静岡銀行本店営業部、スルガ銀行静岡支店、清水銀行静岡支店の甲のいずれかの取引金融機関を振込先金融機関とすること。但し、3病院間で統一したいずれかの金融機関とし、振込口座は3病院各々の口座（3口座）とすること。

なお、振込先金融機関との間で生じる一切の経費は乙の負担とする。

6 警送車両及び業務従事者

警送車両は、自社所有の車両とし、原則として無線通信装置その他警備上必要な設備を備えていること。なお、車両には乙の従業員2名を乗務させること。

業務従事者は、その全員について適任者を充てることとし、制服及びヘルメットを着用のうえ、常に写真付社員証及び届出済印鑑を携帯し、授受の相手方から呈示を求められた場合には、これらを呈示すること。

7 その他

・乙は、落札後、速やかに甲と協議し、振込先金融機関との諸手続きを行い、甲の業務に支障を来すことがないようにすること。

・3で定めた回数以上の臨時業務を依頼した場合の費用は、甲乙協議の上定めた金額を別途支払う。